

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）の概要

平成30年2月 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会(西部建設事務所管内【西ブロック】)事務局

1 取組方針の策定の趣旨について

近年、これまでの記録を超える降雨が各地で観測されるなど、河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されている。

このため、広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会では、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、減災に向けた施策の指針となる「取組方針」に基づき、各構成員の役割分担のもと、各種取組を積極的に推進する。

2 地域の状況等について(過去の主な洪水被害)

【一級河川太田川水系】

- ・大正15年9月豪雨により広島市を中心に多数の死者など
- ・昭和20年9月、昭和47年7月豪雨などでも甚大な被害
- ・平成17年9月の台風に伴う新安川、矢口川の洪水により家屋損壊75棟、床上浸水31棟
- ・平成22年7月の梅雨前線豪雨に伴う新安川などの洪水により床上浸水31棟、床下浸水566棟など

【二級河川八幡川水系】

- ・昭和26年10月のルース台風により、死者3名、流出家屋30棟、全半壊家屋15棟など

洪水被害に備え計画的に河川改修等を進めているが、近年の気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されており、より一層のハード・ソフト対策を用いた防災・減災対策に取り組む必要がある。

3 これまでの主な取組状況について

(1) 河川整備による災害防止・減災対策

- ・「ひろしま川づくり実施計画2016(H28作成)」に基づく河川改修事業を計画的に実施
- ・「河川内の堆積土等除去計画(H28作成)」に基づき、洪水時に流れを阻害し河川の水位を上昇させ浸水などの被害を助長するおそれがある堆積土等の撤去を計画的に実施

(2) 自助、共助、公助による地域防災力の向上

- ・氾濫危険水位等の基準水位の見直しに着手
- ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成に着手
- ・要配慮者利用施設の管理者への河川・防災気象情報の活用等に係る説明会の開催
- ・雨量や河川水位等の観測情報を「広島県河川防災情報システム」により住民等へ配信
- ・河川防災の出前講座の開催、避難訓練の実施など

4 減災に向けた目指すべき姿

「洪水による『災害死ゼロ』」の実現を目指し、河川管理者や市町、気象台などの行政機関が一体となって、減災に向けた取組方針に基づく取組を積極的に推進し、

すべての行政や住民等の各主体が、
施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの認識を持ち、普段から災害に備え、
いざという時に命を守るために行動をとることができる
体制づくりが進んでいる。

状態を目指す。

5 減災に向けた取組方針について

『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』での取組を推進するとともに、施設では防ぎきれない大洪水に備え、避難勧告等の発令判断に資する情報を県、市町、国などの関係機関で共有し、連携して洪水に関する適切な市町の避難勧告の発令及び住民の円滑かつ迅速な避難行動の推進などに取り組む。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 行動計画(計画期間:平成28~32年度)

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針(計画期間:平成29~32年度)

計画的かつ着実な河川整備

【現状の課題】

- ソフト・ハード両輪の防災・減災対策
- 河川内の堆積土や樹木の除去

事業効果の早期発現を目指し、河川改修等について優先度の高い箇所から整備

【取組事項】

- ・「ひろしま川づくり実施計画2016」、「河川内の堆積土等除去計画」に基づく適切な河川整備等

適切な避難勧告等の発令

【現状の課題】

- 市町の避難計画等を整理・確認
- 市町長の状況判断に役立つ情報提供や助言を行う仕組の構築
- 実態に即した基準水位への見直し

関係機関の連携により、適切に住民を避難させることができる体制を整備

【取組事項】

- ・水害対応タイムラインの作成・確認
- ・避難計画の確認・必要に応じて見直し
- ・洪水時におけるホットラインの構築
- ・氾濫危険水位等の基準水位を新基準に見直し
- ・想定最大規模降雨での浸水想定区域図の作成など

水防活動の効率化、水防体制の強化

【現状の課題】

- 水防関係機関で危険箇所等の確認
- 関係機関間の連絡体制や役割分担、行動内容の確認
- 関係機関間での水防資機材の融通

洪水時の適切な河川巡視や、危険箇所で速やかに水防活動を実施できる体制を整備

【取組事項】

- ・危険箇所の確認、県と市町による堤防の合同点検
- ・関係機関、住民等参加による実践的な水防訓練
- ・水防資機材の情報共有と相互支援など

平時からの住民への避難行動等の周知

【現状の課題】

- 住民の災害に関する意識の向上
- 防災情報に係る認知度向上
- 實際の避難行動に結びつく普及啓発

洪水時の危険性に関する情報の周知と、住民一人ひとりがとるべき避難行動の理解促進

【取組事項】

- ・水害対応タイムライン、水害ハザードマップの周知
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成を支援
- ・避難訓練、防災情報・避難行動の周知など

【取組方針のフォローアップ】

- (1) 各構成員の取組内容は、必要に応じて広島県の水防計画や市町の地域防災計画等に反映することにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に実施する。
- (2) 協議会は、国直轄河川や各都道府県の減災に向けた取組状況を収集し、各構成員へ情報提供する。
- (3) 毎年、協議会を開催して各構成員の取組状況をフォローアップし、必要に応じて「取組方針」の見直しを実施する。
- (4) 今後検討することとしている項目等については、協議会で調整・確認し、順次実施する。
- (5) 協議会での取組内容等については広島県のホームページ等で公表する。

「洪水による『災害死ゼロ』」の実現